

# 有吉病院介護医療院 利用料金表

(ユニット型Ⅰ型介護医療院)

令和6年8月1日改定

施設サービス費 (A)	1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	基本サービス費	850円	960円	1,199円	1,300円	1,392円
	夜間勤務等看護(Ⅲ)	14円				
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円				
	栄養マネジメント強化加算	11円				
	感染対策指導管理	6円				
	自立支援促進加算	280円/月				
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月				
	1か月(30日)合計	1割負担	27,410円	30,710円	37,880円	40,910円
	2割負担	54,820円	61,420円	75,760円	81,820円	87,340円
	3割負担	82,230円	92,130円	113,640円	122,730円	131,010円
食費 (B)		特定入所者介護サービス費の利用者負担段階				一般
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	1日あたり	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
	1か月(30日)合計	9,000円	11,700円	19,500円	40,800円	43,350円
居住費 (C)		特定入所者介護サービス費の利用者負担段階				一般
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	1日あたり	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
	1か月(30日)合計	26,400円	26,400円	41,100円	41,100円	61,980円

概算例 (A)+(B)+(C)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階		
					1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	62,810円	65,510円	88,010円	109,310円	132,740円	160,150円	187,560円
要介護2	66,110円	68,810円	91,310円	112,610円	136,040円	166,750円	197,460円
要介護3	73,280円	75,980円	98,480円	119,780円	143,210円	181,090円	218,970円
要介護4	76,310円	79,010円	101,510円	122,810円	146,240円	187,150円	228,060円
要介護5	79,070円	81,770円	104,270円	125,570円	149,000円	192,670円	236,340円

※1か月の介護サービスにおける利用料金は、上記概算（施設サービス費+食費+居住費）に、その他の費用、各種加算、特別診療費等を加えた金額になります。

◆高額介護サービス費制度により、1か月に支払った施設サービス費の合計が負担の上限を超えた時は、申請により超えた分が払い戻しされます。

利用者負担段階区分	単位	一か月の上限額
■年収約1,160万円以上	世帯	140,100円
■年収約770万円以上 約1,160万円未満		93,000円
■年収約383万円以上 約770万円未満		44,400円
■一般世帯（他の区分に該当しない方）	世帯	44,400円
■市町村民税非課税	世帯	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ●高齢福祉年金の受給者	個人	15,000円
■生活保護の受給者	個人	15,000円
■利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯	15,000円

《特定入所者介護サービス費》

所得の低い方の施設利用が困難とならないよう、**介護保険負担限度額認定証**の申請をすることにより、食費・居住費の利用者負担が軽減されます。

※対象となるサービス・・・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ショートステイ

《対象となる方》

次の①～③のすべてに該当する方が対象となります。

- ①本人および世帯全員が非課税であること
- ②世帯分離している場合、本人と配偶者共に非課税であること  
(別居の配偶者や事実婚の配偶者も含みます)
- ③預貯金等が一定額以下であること

《特定入所者介護サービス費の利用者負担段階》

利用者負担段階		預貯金などの基準
第1段階	○本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ○生活保護の受給者	預貯金などが単身1,000万円、 夫婦2,000万円以下
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額が <b>80万円以下の方</b>	預貯金などが <b>単身650万円、 夫婦1,650万円</b> 以下
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額が <b>80万円超、120万円以下の方</b>	預貯金などが <b>単身550万円、 夫婦1,550万円</b> 以下
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額が <b>120万円超の方</b>	預貯金などが <b>単身500万円、 夫婦1,500万円</b> 以下
第4段階	上記以外の方	

※非課税年金には、遺族年金、障害年金を含みます